

北朝鮮による日本人拉致問題等の早期解決を求める意見書

平成14年、北朝鮮は日本人拉致を認め、我が国の拉致被害者5人とその家族の帰国が実現した。しかし、その後13年の歳月が経過したが、5人の帰国以外全く進展が見られない。拉致問題は重大な主権侵害であり、許しがたい人権侵害である。

政府は、現在、この5人を含めた17人を北朝鮮による拉致被害者として認定しているが、認定された被害者以外にも、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない方々が存在しており、沖縄県においても、本市の2人を含む25人の氏名が公表されている。

全ての拉致被害者の帰国を待ち望んでいる御家族の高齢化が進んでいることから、一刻も早い問題の解決が求められている。

一方、政府においては、昨年5月にスウェーデンで開催された日朝政府間協議において、合意に至った拉致被害者を含む全ての日本人の再調査について、7月に北朝鮮が特別調査委員会を設置したことで、解決に向けた第一歩と期待できるものとなった。

しかしながら、北朝鮮は、再調査の最初の報告を昨年夏の終わりから秋の初めを目指すとしていたが、初期段階だと先送りにしてその後、具体的な進展のめどが立っていない状況である。

よって、北朝鮮による拉致問題等の進展と早期解決を図るために、下記の事項を強く要請する。

記

1. 北朝鮮に拉致された多くの被害者を一刻も早く救出すること
2. 北朝鮮による拉致の可能性を排除できない失踪者の真相解明すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月29日

沖縄県宜野湾市議会

〈あて先〉

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、拉致問題担当大臣